

水戸地方裁判所委員会（第25回）議事概要

- 1 日 時 平成27年6月8日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室及び裁判員候補者待機室
- 3 テーマ 裁判員選任手続の課題と取組
- 4 出席者 （委員）

荒木雅也，今崎幸彦（委員長），卜部晴比古，小野邦夫，北島重司，北村和，日下部克通，鈴木富美子，中島裕，根本祥枝，水上嘉寛，皆川昭，柳久子（敬称略）

（事務局等）

橋本ひろみ事務局長，佐藤雅史民事首席書記官，三神晴彦刑事首席書記官，椿礼和事務局次長，若井啓悟総務課長，小寺隆志裁判員調整官

5 議事

- (1) 開会
- (2) 新任委員挨拶
- (3) 委員長代理として指名されたことの報告
- (4) 委員長の選出（互選）
- (5) テーマ「裁判員選任手続の課題と取組」

ア 裁判員裁判制度の概要についての説明

イ 裁判員選任手続についての説明

委員全員が裁判員候補者待機室に移動し，裁判員選任手続を疑似体験をした。

ウ テーマについての意見交換（発言者：●委員長，○委員，■事務局等）

○ 選任手続期日の平均出席者数は，約29人とのことですが，裁判員と補充裁判員とを合わせて8人が選任された場合，出席者が裁判員等に選任さ

れる確率は、29分の8であり、3分の1程度と思われます。裁判員に選任された場合の休暇の取得準備等を考慮すると、選任期日のお知らせ等で、選任率を事前にお知らせしておく方がよいのではないのでしょうか。また、出席者の数を絞り込んで、選任率を2分の1程度にすることも考えられないのでしょうか。

- 補充裁判員を2人置く場合には、検察官及び弁護人は、理由を示さずにそれぞれ5人の不選任の請求が認められており、これらを含めると、少なくとも18人以上の出席が必要となり、当日、急遽欠席される方や辞退が認められる方がいることなどを想定すると、一般的な場合、二十数人程度の方にお越しいただく必要があります。
- 質問票の内容のみでは被告人との利害関係が明らかにならないのではないのでしょうか。
- 例えば、質問票から被告人と知人だと分かった場合、裁判長との個別質問の中では、さらに、中立、公正な判断ができるかについて質問をして、答える様子も確認しながら、候補者として除外するかどうか判断しています。
- 当日は、どのような方法により選任が決まるのでしょうか。
- 出席した候補者から辞退を承認された方や不選任請求があった方を除き、パソコンによるくじで選任されます。補充裁判員についても、その枠中でパソコンによるくじで選任されます。
- 庁によっては、パソコンの操作を候補者の前で示す場合もあります。
- 宣誓書の文言が「公正・公平」では足りず、「偽証しない」と表記すべきではないのでしょうか。
- 裁判員の宣誓に関しては、証人の場合とは異なり、特に罰則の規定はなく、法律に基づいて判断をすること、違法となる判断は当然してはいけないことを評議の中でも繰り返し説明しています。

- 宣誓書は、最高裁規則の文言に従い表記されています。
- 裁判員を一度経験した後、再度候補者となった場合、経験したことを理由として辞退できるのでしょうか。
- 5年以内に裁判員等の職務に従事した経験があれば、辞退の理由になります。また、1年以内に候補者として選任手続期日に出頭された方も辞退することができますが、辞退の申出が承認された場合は、再度候補者となった場合の辞退理由になりません。
- 水戸地裁では、裁判員裁判対象事件がどの程度審理されているのでしょうか。
- 平成26年は25件の事件が受理され、月平均でおよそ2件審理が行われています。
- 疑似体験の中で、テレビモニターを使用していましたが、光の反射で見えないシーンがありました。
- 実際の手続の際に、候補者から画面が近すぎるとの御意見をいただいたこともあり、テレビモニターの設置位置や照明の使用方法については、今後の検討課題とします。
- 裁判員が殺人事件などを経験すると、かなりのストレスがあると思われませんが、裁判所では裁判員に対するサポート体制が整備されているのでしょうか。
- 裁判員の心のケアとして、最高裁では、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を設置しており、専門のカウンセラーによる回数無制限の電話相談をお受けいただくことができます。また、臨床心理士等による対面カウンセリングも5回まで無料でお受けいただくことができます。
- 裁判官自身のメンタルヘルスケアについて、どのようにされているのでしょうか。
- 以前よりもショッキングな写真等の証拠は少なくなっています。裁判員

は、むしろ被告人の背景事情にショックを受けることがあり、時間をかけて落ち着いてもらい、その後の審理や評議に臨んでもらっています。

6 次回期日等

- (1) 平成27年11月16日(月)午後1時30分
- (2) 次回の意見交換会テーマについては、追って定める。